証券コード　9514
平成28年９月６日

株　主　各　位

東京都中央区八重洲二丁目７番12号
株式会社ファーストエスコ
代表取締役社長　島　﨑　知　格

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年９月26日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

議案に対する賛否を同封の議決権行使書用紙に表示していただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、35～36頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、画面の案内に沿って、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を用いて、議案に対する賛否をご入力ください。

【重複行使の取扱い】

書面による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

また、インターネットによる方法で、複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。

敬具

記

１．日　　時　平成28年９月27日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区日本橋茅場町三丁目２番10号
鉄鋼会館　８階　801会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．株主総会の目的である事項

報 告 事 項
１．第20期（自　平成27年７月１日　至　平成28年６月30日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第20期（自　平成27年７月１日　至　平成28年６月30日）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

４．その他議決権の行使に関する事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

５．その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき当社ホームページ（http://www.ef-on.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

以　上

１．事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.ef-on.co.jp/)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
２．当日の株主総会にて議決権を行使される株主様は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。その際には、議決権行使書用紙を切り離さないようご注意ください。
３．会場には株主様のみがご入場できますので、特別のご事情がない限り、ご同伴者の方には本総会終了まで所定の控え室でお待ちいただきます。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成27年７月１日
至　平成28年６月30日）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用情勢は堅調であるものの、足踏み状態が長期化しており、年明け以降は円高・株安の進行やマイナス金利の導入、欧州情勢への不安などにより先行きの不透明感は増大しております。

当業界においては、平成27年８月より一部の原子力発電所が再稼働し、今後他の原子力発電所再稼働へ向けた対応がなされる中、平成28年４月より低圧を含め電力小売自由化が開始されるなど大きな転換期を迎えております。同月には経済産業省がエネルギー革新戦略を決定し、関係府省庁が連携して再生可能エネルギー電源の普及拡大策を推し進める方針が示されました。産業トップランナー制度の全産業への展開や中小企業の省エネ設備投資支援、省エネに係る国民運動の抜本的強化の推進などが掲げられており、省エネルギーサービスの需要は一層増加するものと思われます。同年５月には改正ＦＩＴ法が通常国会にて成立し、エネルギーミックスによる再生可能エネルギー比率の導入水準22～24％とした目標達成のための見直しが行われ、太陽光に偏らない電源間でバランスの取れた導入の促進のため、バイオマス発電を含むリードタイムの長い電源の導入拡大策が明記されております。再生可能エネルギーの中でもバイオマス発電は出力が安定しており、地域活性化への期待からも国内各地で普及が進んでおりますが、こうした政府や関係省庁の後押しもあり、今後市場はより一層拡大して行くものと思われます。

このような状況の中、当社グループにおいては株主の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様方からのご支援のもと、本年２月に東京証券取引所市場第一部指定を果たすことができました。また、４月より当社グループは「エフオングループ」としてブランドの統一を図り、グループ内においての結束を強固なものとしております。こうしたことにより、更なる飛躍と企業価値の向上を目指してまいります。発電事業においては、大分県豊後大野市での新たな木質バイオマス発電所の建設が燃焼及び発電機器類の最終調整の段階となっており、９月に商業運転を開始できる見込みです。さらに、６月には栃木県壬生町にて新たな木質バイオマス発電事業を推進することを決定し、中期経営計画の達成に向け木質バイオマス関連分野への投資を着実に拡大しております。一方、同月に連結子会社のソレイユ日田では太陽光発電設備の譲渡を実施し、今後発電事業については木質バイオマス発電へ一層の集中を図ることといたしました。

当連結会計年度の業績は、売上高6,150百万円（前年同期比12.8％減）、営業利益1,300百万円（前年同期比16.3％減）、経常利益1,172百万円（前年同期比19.0％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は繰延税金資産の計上を行った結果1,880百万円（前年同期比94.6％増）となりました。

（省エネルギー支援サービス事業）

当連結会計年度では、新規顧客の獲得が伸び悩み、省エネルギー設備の受注及び販売は減少いたしました。既存のオンサイト自家発電事業の一部プロジェクトにおいても契約の期間満了や燃料調達に関する契約内容の見直しがあり、外部売上については前期と比較して減収減益となりました。一方、連結子会社であるエフオン豊後大野にて進行中の新たな木質バイオマス発電所の建設を請け負い、内部売上高が計上されたことから、事業セグメント全体では増収となりました。

この結果、当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、グループ内取引を含めた売上高では7,241百万円（前年同期比33.8％増）、外部顧客に対する売上高では1,387百万円（前年同期比42.0％減）、営業利益80百万円（前年同期比61.1％減）となりました。

（グリーンエナジー事業）

当連結会計年度では、木質バイオマス発電所のエフオン日田において平成27年７月に予防保全的計画外停止を実施し、一部の部品について保守整備を行いました。また、同11月から12月にかけての定期保守点検では４年毎に実施するタービンの解放点検を行い、法定の安全管理審査を完了しております。その他の期間においては順調に稼働し、売上高は若干の増収となりました。営業利益については、新設のエフオン豊後大野発電所において人員を雇用したことによる人件費の増加や、ユーティリティ仕入の計上、発電前の購入電力等の試運転経費が計上されたことなどにより減益となりました。

この結果、当連結会計年度の本事業セグメントの業績は売上高で4,762百万円（前年同期比2.2％増）、営業利益1,420百万円（前年同期比7.1％減）となりました。

各事業セグメントにおける外部取引に係る業績は下記のとおりです。

（単位：百万円）

事業区別	連結売上高	連結営業利益
省エネルギー支援サービス事業	1,387	80
グリーンエナジー事業	4,762	1,420
全社（共通）	―	△200
合計	6,150	1,300

（2） 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は6,154百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

省エネルギー支援サービス事業	㈱ファーストエスコ	オンサイト自家発電設備の更新
グリーンエナジー事業	㈱エフオン白河	予備品保管倉庫新設 入口ゲート新設
	㈱エフオン豊後大野	事業用地取得
	㈱エフバイオス	豊後大野チップセンター設計 豊後大野チップセンター製造設備機器 ホイルローダー、営業車購入

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

グリーンエナジー事業	㈱エフオン豊後大野	木質バイオマス発電所設備

ハ．当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

グリーンエナジー事業	ソレイユ日田㈱	太陽光発電設備売却

（3） 資金調達の状況

該当事項はありません。

（４） 対処すべき課題

平成28年４月に電力小売完全自由化が実施され、一般消費者の方も電気の価格や料金体系、ご家庭で使用する電気の再生可能エネルギーの割合からその他の付加サービスについてなど、様々な場面で電気エネルギーの利用に関して少なからず興味を持ち、理解を深める状況となってまいりました。一方で、供給サイドとなる電気事業では、ＦＩＴ制度の見直しや電気事業者の枠組み再編、送配電網の有用な活用といった電力システム改革に関する施策が具体的に進んでおります。

こうした中当社グループでは、現在建設中の大分県豊後大野市の木質バイオマス発電所の操業に向け、最終調整を行っております。この発電所が、無事、商業運転に移行し安定的な稼働を維持することで、従来のエフオン日田、エフオン白河に加え約1.5倍の発電量を備えることから、当社グループの業績は、ステップを一段昇ることとなります。また、当社グループでは第４号機となる栃木県壬生町における木質バイオマス発電所の新設についても推進を決定しており、再生可能エネルギーの更なる発展とますますの事業基盤の整備に向け、開発を推進してまいります。

日本における再生可能エネルギーは、今後とも政策如何に関わらず従来型電源の補完的役割を脱することはありません。第３の電源として、普及促進されていくとは言え、主力電源と位置づけるには、数多くの課題を解決して行かなくてはなりません。当社グループでも、現在の高稼働率を引き続き実現するため、オペレーション、整備、燃料管理の各分野において、運営ノウハウの蓄積、進化を進めてまいることが重要な経営課題であると考えております。

（５） 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区分＼期別	第17期 (平成25年６月期)	第18期 (平成26年６月期)	第19期 (平成27年６月期)	第20期 (当連結会計年度) (平成28年６月期)
売上高	6,063	7,622	7,049	6,150
経常利益	483	1,385	1,447	1,172
親会社株主に帰属する当期純利益	190	1,584	966	1,880
１株当たり当期純利益	1,310円85銭	108円92銭	58円12銭	107円90銭
純資産	689	2,312	5,527	7,394
総資産	11,198	12,710	18,241	21,873

（注） 平成26年１月１日を効力発生日として、普通株式１株につき100株の割合で分割しております。当該株式分割が第18期の期首に行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

（６） 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エフオン日田	495百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン白河	441百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン豊後大野	10百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフバイオス	10百万円	100.00%	バイオマスの燃料販売、 発電所運転受託事業
ソレイユ日田株式会社	50百万円	100.00%	太陽光発電事業

（注） 下記の各社は平成28年４月に商号変更しております。

新商号	旧商号
株式会社エフオン日田	株式会社日田ウッドパワー
株式会社エフオン白河	株式会社白河ウッドパワー
株式会社エフオン豊後大野	アールイー大分株式会社
株式会社エフバイオス	株式会社ファーストバイオス

（7） 主要な事業内容（平成28年６月30日現在）

①省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業とは、企業等の顧客設備の省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入を支援するサービスです。顧客企業のエネルギー使用実態を調べ、省エネルギーの診断を行うとともに、診断結果に基づいて、実際の省エネルギー対策設備及びシステムの設計や施工、その後の運用までを一貫して行います。また、総合エネルギーマネジメントとして、顧客企業のエネルギー使用状況の把握、削減計画の策定、運用・設備改善の実施、削減状況の測定といったサービスのほか、再生可能エネルギーの導入支援、二酸化炭素の管理・削減のコンサルティング等のサービスを提供しております。

②グリーンエナジー事業

グリーンエナジー事業は、再生可能な自然エネルギーを電力に転換する事業です。二酸化炭素の排出削減等の社会的な環境改善ニーズに対応し、再生可能エネルギーの中で特に木質バイオマス（注）をエネルギー源とした環境価値の高い発電所の開発、建設及び運営を行います。当社グループでは、現在、ＦＩＴの設備認定を受けた㈱エフオン日田、㈱エフオン白河の木質バイオマス発電所が稼働しております。また、新設の木質バイオマス発電所として、現在、大分県豊後大野市において㈱エフオン豊後大野の発電所を建設中であります。さらに、栃木県壬生町にて新たな木質バイオマス発電所の計画を推進することを決定しております。木質バイオマス発電所の運営及び木質バイオマス燃料供給に関しては、その専門会社として㈱エフバイオスが当たり、廃木質材や森林資源の有効活用を通じてグリーンエナジー事業の中核を担っております。

（注）木質バイオマス

バイオマスとは、生物資源（ｂｉｏ）の量的（ｍａｓｓ）を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされています。

木質バイオマスは、樹木に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものをいいます。当社グループが手掛ける新エネルギーによる発電事業は、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材や、建築解体現場から排出される建築廃材等を、選別、破砕した木質チップを発電用燃料とするものです。バイオマス資源は、植物が光合成によって空気中の二酸化炭素を取り込んで成長するため、バイオマスの燃焼により放出される二酸化炭素は、地球規模において二酸化炭素のバランスを崩さない「カーボン・ニュートラル」であるとされています。また、バイオマス資源は、石油などの化石燃料とは違い、適正な管理を行えば半永久的に枯渇することなく利用可能な「再生可能資源」として注目されています。

（8） 主要な営業所及び工場（平成28年６月30日現在）

当　　社	本　　社：東京都中央区八重洲２－７－12 ヒューリック京橋ビル
	関西事業所：和歌山県和歌山市板屋町22 和歌山中央通りビル
子　会　社	㈱エフオン日田　　：大分県日田市
	㈱エフオン白河　　：福島県白河市
	㈱エフオン豊後大野　：大分県日田市
	㈱エフバイオス　　：東京都中央区
	ソレイユ日田㈱　　：大分県日田市

（9） 使用人の状況（平成28年６月30日現在）

企業集団の使用人の状況

事　業　部　門	使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
省エネルギー支援サービス事業	14 名	３名減
グリーンエナジー事業	92 名	27名増
全　社　（共　通）	16 名	１名増
合　計	122 名	25名増

（注）　使用人数は就業員数であり、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年６月30日現在）

借　入　先	借入金残高（単位：百万円）
株式会社三井住友銀行 （シンジケートローン　５社）	6,293
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 （シンジケートローン　２社）	797
株式会社商工組合中央金庫	473

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成27年11月１日に東京証券取引所マザーズ市場から同証券取引所市場第二部へ市場変更を行い、平成28年２月19日に東京証券取引所市場第二部から同証券取引所市場第一部指定となりました。

２．会社の株式に関する事項

株式の状況（平成28年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　58,200,000株
② 発行済株式の総数　17,457,156株
③ 株主数　6,000名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本テクノ株式会社	5,874,400株	33.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,300,900株	7.45%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,080,086株	6.19%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,007,400株	5.77%
JP MORGAN CHASE BANK 385181	264,000株	1.51%
明治安田生命保険相互会社　第51口	233,000株	1.33%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	200,000株	1.15%
吉岡　裕之	200,000株	1.15%
野村證券株式会社	190,200株	1.09%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	168,500株	0.97%

３．会社の新株予約権等に関する事項

（１）　当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成28年６月30日現在）

該当事項はありません。

（２）　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

（平成28年６月30日現在）

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

（１） 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年６月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	島﨑 知格	
専務取締役	児島 裕和	事業部門管掌兼環境エネルギー部長
常務取締役	小池 久士	管理部門管掌
取締役	長澤 睦	技術統括部長
取締役	鈴木 信一	幸橋法律事務所代表
取締役	齋藤 裕	
常勤監査役	皆川 則雄	
監査役	上田 淳	上田会計事務所代表
監査役	清水 敏生	

（注）１．取締役鈴木信一氏、取締役齋藤裕氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役皆川則雄氏、監査役上田淳氏及び監査役清水敏生氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役皆川則雄氏は、長年にわたり財務、経理業務に携わられ、財務及び会計に関する相当程度の知見と企業経営に関する豊富な知識と経験を有しております。
監査役上田淳氏は、税理士として相当程度の知見を有し、企業経営に関する豊富な知識と経験を有しております。
監査役清水敏生氏は、経営管理分野での幅広い知見を有し、また監査役としての豊富な知識と経験を有しております。
４．当社は取締役鈴木信一氏、取締役齋藤裕氏及び常勤監査役皆川則雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
岡本 弘之	平成27年９月25日	任期満了	取締役

（２） 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取　締　役	７名	93百万円
（うち社外取締役）	（２）	（４百万円）
監　査　役	３名	17百万円
（うち社外監査役）	（３）	（17百万円）
合　　計	10名	111百万円
（うち社外役員）	（５）	（22百万円）

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬額は、平成16年２月19日開催の臨時株主総会において、年額120百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬額は、平成16年11月30日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

（３） 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・取締役鈴木信一氏は、幸橋法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と幸橋法律事務所との間に取引関係はありません。

・監査役上田淳氏は、上田会計事務所の代表を兼務しております。なお、当社と上田会計事務所との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活　　動　　状　　況
取締役	鈴　木　信　一	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく弁護士としての専門的な見地から議案の審議に必要な意見表明を適宜行っております。
取締役	齋　藤　　裕	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、代表取締役、監査役経験等に基づく経営全般の知見から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行っております。
監査役	皆　川　則　雄	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回に全て出席し、過去の他社監査役経験及び他社取締役経験並びに財務・経理分野の知見から高度な視野で監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要に応じて発言を行っております。
監査役	上　田　　淳	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回に全て出席し､税理士としての専門的見地からはもとより深い見識に基づいて高度な視野で監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要に応じて発言を行っております。
監査役	清　水　敏　生	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回に全て出席し､企業経営者としての豊かな経験と深い見識に基づいて幅広い見地から監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要に応じて発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称

東陽監査法人

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

（注）１．当社の連結子会社で会計監査人と監査契約などを締結している会社はありません。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（３）会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関連部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の徴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠の妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（４）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（５）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

（６）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に付議いたします。

６．会社の体制及び方針

（１） 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は会社法等の法令で求められる業務の適正性を確保するための体制を整備するための「基本方針」を平成18年５月15日開催の取締役会において決議しております。会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行により「基本方針」を平成27年５月７日開催の取締役会にて以下のとおり改定いたしました。当社グループの定める内部統制に関する「基本方針」の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

Ⅰ．内部統制に関する当社グループの取り組み

当社グループは、本基本方針に従い、会社法及び会社法施行規則が定めるところの株式会社の業務の適正を確保するための体制、金融商品取引法が定めるところの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制、その他企業価値の維持向上を図るための体制（以下、総称して「内部統制システム」という）を整備する。

当社グループは、代表取締役社長を中心として、取締役及び使用人（以下「役職員」という）全員で内部統制を推進していくとともに、内部統制委員会を設置し、内部統制システムが有効に機能するように努める。

Ⅱ．内部統制システムの整備に関する基本方針

（ｉ） 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法令・定款及び社会規範（以下「法令等」という）を遵守した行動の基準とするため、関係部署の管理のもとで規則・規程等の整備・運用を図る。

② 法令等遵守に係る事項につき、関連規則・規程等の浸透を図り、役職員の啓蒙に努める。

③ 法令等に照らし疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置・運営し、法令違反等の不正行為を早期に発見するとともに、通報した使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。

④ 当社グループは、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的な勢力に対しては、組織として毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との取引や資金提供などの一切の関係を遮断する。

（ⅱ） 職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、各々の業務執行又は意思決定における判断基準・判断理由を明確にするため、その職務執行に係る情報を記録する。当社グループは、法令等及び関連諸規則に従い、所定の部署がこれを適切に保管し、取締役及び監査役の迅速な職務遂行のために常時閲覧可能な体制を整える。

② 使用人の職務遂行に係る情報についても、法令等及び関連規則等に従い、取締役の職務執行に係る情報と同様に取り扱うものとする。

③ 当社グループは、情報漏洩防止のため、社内情報の取扱い並びに文書及び電磁的記録の保管方法を定め、セキュリティを万全なものとする。

④ 情報管理責任者及び関係部署は、連携して適時適切な情報開示に努める。

（ⅲ）損失の危険を管理する規程その他の体制

① 内部統制委員会は、リスクに関する規程に従い、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

② 役職員は、有形無形を問わず、当社グループの資産の取得・使用・処分の各段階におけるフローを確立し、資産の保全に努める。

（ⅳ）当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、業務執行取締役の管掌責任の明確化を図るため、各業務執行取締役の管掌業務を定める。

② 業務執行取締役は、代表取締役社長諮問機関である経営会議を定期的に開催し、事業活動の統合調整と業務執行の意思統一を図る。

③ 当社グループは、役職員の職務の執行の効率化を図るため、職務権限及び意思決定ルールを策定し、各部署の業務分掌を明確にする。

（ⅴ）企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社管理規程など関連規則等を制定し、グループ全体の状況を常時把握する部署を当社内に設置して財産の状況及びその他の重要事項を取締役会に報告するなど、子会社管理制度の確立を図る。

② 当社グループは、業務フロー、会計システム等を含め、連携して制度の統一化を図る。

③ 当社グループの各監査役間の連携を図り、必要に応じて情報交換・意見交換を行う。

④ 内部監査室は、当社グループの業務の執行状況について、定期的に監査を行う。

（vi）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

① 代表取締役は監査役会からの職務を補助すべき使用人設置の要求に対しては、監査役会と監査の実効性の確保の観点から協議の上、使用人を配置する。

② 監査役を補助すべき使用人は専任とし、監査役の指揮命令のもと職務を遂行する。

③ 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動・人事考課等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

（vii）当社グループの役職員が当社監査役会又は当社監査役への報告に関する体制

① 当社グループの役職員は、当社若しくは当社連結子会社に著しい損害を与える事実又はその恐れの発生、法令違反等の不正行為、その他これらに準ずる事実又はその恐れの発生について、当社監査役に遅滞なく報告をする。また、当社グループの役職員からかかる報告を受けた者は、当該報告を受けた内容を当社監査役に遅滞なく報告をする。

② 監査役は、当社グループの役職員に対し、必要に応じた業務執行内容の報告、説明又は資料提出等を求めることができる。

③ 内部監査室は、当社監査役に内部監査の結果を報告する。

④ 監査役への報告をした役職員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。

（viii）監査役の職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる合理的な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（ix）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、定期的に開催される代表取締役社長との意見交換会、当社グループが保有する設備の見学等により、当社グループの最新情報を取得することができる。

② 監査役は、当社グループの最新の状況を把握するために、定期的に社内会議に出席し、また必要に応じて当社グループの役職員に意見交換及び情報提供を求めることができる。
③ 監査役は、その職務の遂行に必要な場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家から意見を求めることができる。

（x）財務報告の信頼性を確保するための体制
① 当社グループは、有識者と連携の上、関係諸法令、関連諸規程及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、会社の財政状態及び経営成績に関し真実の報告を行う。
② 当社グループは、金融庁策定『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準』等に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な事項を実施する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、平成27年５月７日付当社取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、関連諸規程の整備を実施しております。

また、「内部統制基本方針」に規定されている内部統制委員会は代表取締役社長を委員長として当事業年度において４回開催され、事業年度末には常勤監査役が出席の上、内部統制システムが有効に機能していることの確認を行っております。

（２）会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（３）剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当事業年度は、１株につき５円の配当を実施することといたしました。次期以降につきましては、事業年度毎の利益の状況、また、現在建設中若しくは計画中の新たな木質バイオマス発電所への設備投資等を考慮しつつ安定した配当を継続できるよう努力し、株主の皆様への利益還元に努めてまいる所存です。

なお、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していきたいと考えております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

７．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成28年６月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
Ⅰ．流動資産	**4,300**	**Ⅰ．流動負債**	**4,189**
現金及び預金	2,155	支払手形及び買掛金	363
受取手形及び売掛金	633	一年内返済予定長期借入金	681
貯蔵品	313	一年内償還予定社債	64
繰延税金資産	323	未払金	520
その他	875	一年内支払予定長期未払金	606
Ⅱ．固定資産	**17,573**	リース債務	166
１．有形固定資産	**16,523**	未払法人税等	125
建物及び構築物	1,630	賞与引当金	19
機械装置及び運搬具	3,592	メンテナンス費用引当金	197
工具、器具及び備品	22	契約損失引当金	10
土地	989	その他	1,434
リース資産	724	**Ⅱ．固定負債**	**10,288**
建設仮勘定	9,564	長期借入金	7,683
２．無形固定資産	**116**	社債	136
電気供給施設利用権	96	長期未払金	1,622
その他	19	長期前受金	26
３．投資その他の資産	**933**	リース債務	630
長期前払費用	10	契約損失引当金	6
長期預け金	128	長期預り金	130
繰延税金資産	761	資産除去債務	19
その他	32	金利スワップ負債	33
		負債合計	**14,478**
		純資産の部	
		Ⅰ．株主資本	**7,419**
		資本金	2,118
		資本剰余金	1,118
		利益剰余金	4,181
		Ⅱ．その他の包括利益累計額	**△33**
		繰延ヘッジ損益	△33
		Ⅲ．新株予約権	**9**
		純資産合計	**7,394**
資産合計	**21,873**	**負債純資産合計**	**21,873**

連結損益計算書

（自　平成27年７月１日
至　平成28年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		6,150
売上原価		4,377
売上総利益		1,772
販売費及び一般管理費		472
営業利益		1,300
営業外収益		
受取利息	1	
補助金収入	2	
違約金収入	2	
地役権設定益	4	
作業くず売却益	3	
その他	4	17
営業外費用		
支払利息	74	
固定資産除却損	31	
固定資産売却損	1	
支払補償費	33	
その他	3	145
経常利益		1,172
特別利益		
事業用資産譲渡益	183	183
特別損失		
社名変更・ブランド統一費用	25	25
税金等調整前当期純利益		1,330
法人税、住民税及び事業税	197	
法人税等調整額	△747	△549
当期純利益		1,880
親会社株主に帰属する当期純利益		1,880

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年７月１日
至　平成28年６月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	2,108	1,108	2,353	5,570
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	10	10		20
剰余金の配当			△52	△52
親会社株主に帰属する当期純利益			1,880	1,880
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
当期変動額合計	10	10	1,828	1,848
当期末残高	2,118	1,118	4,181	7,419

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△53	△53	10	5,527
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				20
剰余金の配当				△52
親会社株主に帰属する当期純利益				1,880
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	19	19	△1	18
当期変動額合計	19	△19	△1	1,866
当期末残高	△33	△33	9	7,394

貸 借 対 照 表

(平成28年６月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
Ⅰ．流動資産	4,773	Ⅰ．流動負債	2,476
現金及び預金	831	買掛金	504
売掛金	2,395	一年内返済予定長期借入金	364
貯蔵品	24	一年内償還予定社債	64
前渡金	1	未払金	55
前払費用	35	一年内支払予定長期未払金	574
関係会社短期貸付金	204	リース債務	165
未収入金	292	前受金	48
繰延税金資産	249	未払費用	2
その他	739	未払法人税等	59
Ⅱ．固定資産	5,943	預り金	5
１．有形固定資産	2,647	繰延消費税	588
建物	316	賞与引当金	12
機械及び装置	1,582	メンテナンス費用引当金	18
工具、器具及び備品	4	契約損失引当金	10
リース資産	723	その他	1
その他	20	Ⅱ．固定負債	3,286
２．無形固定資産	14	長期借入金	812
ソフトウェア	9	社債	136
その他	4	長期未払金	1,524
３．投資その他の資産	3,280	リース債務	630
関係会社株式	1,316	長期前受金	26
関係会社長期貸付金	1,193	契約損失引当金	6
長期預け金	128	長期預り金	130
繰延税金資産	613	資産除去債務	19
その他	29	負債合計	5,763
		純資産の部	
		Ⅰ．株主資本	4,943
		１．資本金	2,118
		２．資本剰余金	1,118
		資本準備金	1,118
		３．利益剰余金	1,705
		その他利益剰余金	1,705
		繰越利益剰余金	1,705
		Ⅱ．新株予約権	9
		純資産合計	4,952
資産合計	10,716	負債純資産合計	10,716

損　益　計　算　書

（自　平成27年７月１日
至　平成28年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**7,445**
売上原価		**7,010**
売上総利益		**434**
販売費及び一般管理費		**349**
営業利益		**84**
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	300	
その他	2	317
営業外費用		
支払利息	26	
その他	3	29
経常利益		**371**
特別損失		
社名変更・ブランド統一費用	25	25
税引前当期純利益		**346**
法人税、住民税及び事業税	△153	
法人税等調整額	△667	△821
当期純利益		**1,167**

株主資本等変動計算書

（自　平成27年７月１日
至　平成28年６月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	2,108	1,108	590	3,807	10	3,818
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	10	10		20		20
剰余金の配当			△52	△52		△52
当期純利益			1,167	1,167		1,167
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					△1	△1
当期変動額合計	10	10	1,115	1,136	△1	1,134
当期末残高	2,118	1,118	1,705	4,943	9	4,952

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年８月17日

株式会社ファーストエスコ
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　嗣　也　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　原　口　隆　志　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ファーストエスコの平成27年７月１日から平成28年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年８月17日

株式会社ファーストエスコ
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　嗣　也　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　原　口　隆　志　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ファーストエスコの平成27年７月１日から平成28年６月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年７月１日から平成28年６月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づいて審議した結果を以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務分担等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の本店や発電所等現場に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年８月18日

株式会社ファーストエスコ　監査役会

社外監査役(常勤)　皆　川　則　雄　㊞

社外監査役　上　田　　淳　㊞

社外監査役　清　水　敏　生　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社グループは、かつての一時期における事業再編を経て今日を迎えております。過去を忘却するのではなく、歴史に学ぶ姿勢を持ち続ける思いを込めて新たな社名をいただき今後も事業を進めてまいりたいと考えております。現商号の「株式会社ファーストエスコ（ＦＥＳＣＯ)」の表記を“ＥＦ”に残しつつ、継続発展の意味を込めて“ＯＮ”を加え、新商号は「株式会社エフオン（ＥＦ-ＯＮ)」とすることとし、定款第１条（商号）を変更するものであります。なお、本定款の一部変更の効力は、商号変更の効力発生日である平成28年10月１日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後はこれを定款から削除することといたします。

(2) 平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条（取締役及び社外取締役の責任軽減)、第40条（監査役及び社外監査役の責任軽減)、また、第44条（会計監査人の責任軽減）についても第29条及び第40条と表記を統一させるため、変更するものであります。なお、定款第29条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするために、定款第33条第２項を追加するものであります。

２．変更の内容

変更内容は、下記のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（商号）	（商号）
第１条　当会社は、株式会社ファーストエスコと称し、英文では、The First Energy Service Company, Limitedと表示する。	第１条　当会社は、株式会社エフオンと称し、英文では、EF－ON INC.と表示する。
（附則）	（附則）
（新設）	第１条　第１条の効力発生日は、平成28年10月１日とする。なお、本附則は同日の経過後自動的に削除されるものとする。

現行定款	変更案
（取締役及び社外取締役の責任軽減） 第29条　（条文省略） ２　当会社は、社外取締役との間で、その取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	（取締役の責任軽減） 第29条　（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
（補欠監査役の選任に係る決議の効力） 第33条　（条文省略） （新設）	（補欠監査役の選任に係る決議の効力） 第33条　（現行どおり） ２　補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。ただし、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。
（監査役及び社外監査役の責任軽減） 第40条　（条文省略） ２　当会社は、社外監査役との間で、その監査役の会社法第423条第１項の損害賠償責任につき、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	（監査役の責任軽減） 第40条　（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
（会計監査人の責任軽減） 第44条　（条文省略） ２　当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任につき、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	（会計監査人の責任軽減） 第44条　（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第２号議案　取締役７名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役６名全員が任期満了となりますので、改めて取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	島崎 知格（しまざき ともただ） （昭和37年８月27日）	平成14年９月　三菱証券株式会社部長代理 平成17年６月　当社経営企画部配属 平成18年９月　当社取締役 平成20年５月　当社代表取締役社長（現任） 【選任理由】 同氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役として、経営全般統轄の任務を通じ、豊富な経験・実績を有しており、事業経営に精通していることから、引き続きその豊富な経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。	4,200株
2	児島 裕和（こじま ひろかず） （昭和43年８月27日）	平成４年４月　西日本旅客鉄道株式会社入社 平成17年９月　当社経営企画部配属 平成20年９月　当社取締役　事業部門管掌 平成23年９月　当社専務取締役 事業部門管掌兼環境エネルギー部長（現任） 【選任理由】 同氏を取締役候補者とした理由は、取締役として、当社事業部門において豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。	40,500株
3	小池 久士（こいけ ひさひと） （昭和36年５月18日）	平成15年５月　株式会社共立メンテナンス 管理本部グループ経営部副部長 兼ＫＭＧ経理センター室長 平成18年10月　当社経理部長 平成21年９月　当社取締役　財務経理部長 平成23年３月　当社取締役　管理本部長 平成23年９月　当社常務取締役　管理本部長 平成25年10月　当社常務取締役 管理部門管掌（現任） 【選任理由】 同氏を取締役候補者とした理由は、取締役として、当社管理部門において豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。	500株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	長澤　睦 （ながさわ　まこと） （昭和44年１月９日）	平成４年４月　大成設備株式会社入社 平成23年10月　当社技術統括部配属 平成25年５月　当社技術統括部長 平成27年９月　当社取締役　技術統括部長（現任） 【選任理由】 同氏を取締役候補者とした理由は、当社の事業基盤である発電所の開発業務に豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。	0株
5	藤井　康太朗 （ふじい　こうたろう） （昭和39年３月26日）	平成９年４月　コパル電子株式会社 営業本部南関東マネージャー 平成17年４月　当社電力ビジネス事業部長 平成19年４月　当社ＥＳＣＯ事業部門長 平成19年10月　株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ 常務取締役 平成25年９月　同社取締役副社長 平成28年５月　当社入社 技術統括部配属 株式会社エフバイオス出向 豊後大野事業所長（現任） 【選任理由】 同氏を取締役候補者とした理由は、省エネルギー事業や電力事業に精通しており、同分野において豊富な経験・実績を有していることから、その職務経験や知見を当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。	0株
6	鈴木信一 （すずきしんいち） （昭和37年２月25日）	平成７年４月　弁護士登録 松下照雄法律事務所　入所 平成12年５月　鈴木信一法律事務所　代表 平成16年６月　ＨＣアセットマネジメント株式会社 監査役（現任） 平成18年３月　幸橋法律事務所代表（現任） 平成20年６月　ばんせい証券株式会社　監査役 平成20年７月　ピーシーフェーズ株式会社 監査役 平成22年９月　当社取締役（現任） 【選任理由】 同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士及び社外監査役としての豊富な知識と経験を備えており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	矢田 真一（やだ しんいち） （昭和35年９月７日）	平成18年１月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 法人業務部　調査役 平成20年12月　株式会社コナカ　常勤監査役 平成24年12月　学校法人帝京大学 法人本部広報課長（現任） 【選任理由】 同氏を社外取締役候補者とした理由は、これまでの社外監査役としての経験や、大手金融機関での職務により培われた専門的知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．鈴木信一氏及び矢田真一氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は鈴木信一氏、矢田真一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
４．鈴木信一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって約６年となります。
５．鈴木信一氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。当該契約は再選後も継続いたします。
６．矢田真一氏は、選任後当社との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

第16回定時株主総会において選任された横山良和氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなりますので、法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
横山良和（よこやまよしかず） （昭和39年７月２日）	平成元年10月　太田昭和監査法人（現:新日本有限責任監査法人） 平成５年７月　横山公認会計士事務所　入所（現任） 平成９年６月　横山良和公認会計士事務所開設 代表（現任） 平成15年６月　株式会社ヨロズ　監査役 平成23年１月　第61回税理士試験　試験委員 平成24年１月　第62回税理士試験　試験委員 平成24年４月　大学共同利用機関法人情報・システム研究機構監事（現任） 平成25年１月　第63回税理士試験　試験委員 平成28年６月　東芝プラントシステム株式会社 社外取締役（現任）	0株
	【選任理由】 同氏を補欠監査役候補者とした理由は、公認会計士、税理士として会計全般にわたり豊富な知識と経験を備えておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。	

（注）１．横山良和氏が所属する横山公認会計士事務所と当社との間で税務顧問契約を締結しております。横山良和氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．横山良和氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．横山良和氏は、就任後、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

４．本選任に関しましては、就任前であれば、取締役会の決議により監査役会の同意を得て選任を取り消すことができることとさせていただきます。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。議決権を行使される際は、本サイトにアクセスしていただき、画面の案内に沿って、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を用いて株主様が任意の新しいパスワードを入力されますと、賛否の入力が可能となります。

なお、携帯電話を操作端末として開いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

ご利用に際しては、次の事項をご了承のうえご利用くださいますようお願い申しあげます。

１．議決権行使のお取扱い

(1) 平成28年９月26日（月曜日）午後５時までに行使されるようお願いいたします。

(2) 書面による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

(3) インターネットによる方法で、複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。

２．パスワードのお取扱い

(1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段でありますので、本株主総会終了まで大切に保管してください。なお、パスワードをご失念された場合のご照会には、対応いたしかねます。

(2) 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、ロックされて使用できなくなります。この場合は、画面の案内に沿ってお手続きください。

(3) 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効であります。次の株主総会の際には、新たなパスワードを発行いたします。

３．必要なシステムの条件

(1) インターネットによる議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境を満たすことが必要となります。

① インターネットにアクセスができること及び画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上のモニターを使用できること。

② Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP２以降をインストール済みであること。

③ 「株主総会招集ご通知」や「株主総会参考書類」をインターネット上でご覧になる場合は、Adobe® Acrobat® Reader™ Ver.4.0以降、又はAdobe® Reader® Ver.6.0以降をインストール済みであること。

（Microsoft® 及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。）

（Adobe® Acrobat® Reader™ 、Adobe® Reader® は Adobe Systems Incorporated（アドビシステム社）の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。）

(2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金などは、株主様のご負担となります。

(3) 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限されることがありますので、このような場合にはシステム管理者の方にご確認ください。

４．お問合せ先

(1) インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート

〔電　　話〕　0120-652-031

〔受付時間〕　９：00～21：00

(2) その他のご登録住所、株式数のご照会などは下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

〔電　　話〕　0120-782-031

〔受付時間〕　土日祝日を除く　９：00～17：00

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

会　場　ご　案　内　図

会場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目２番10号
鉄鋼会館　８階　801会議室
ＴＥＬ：　03-3669-4856

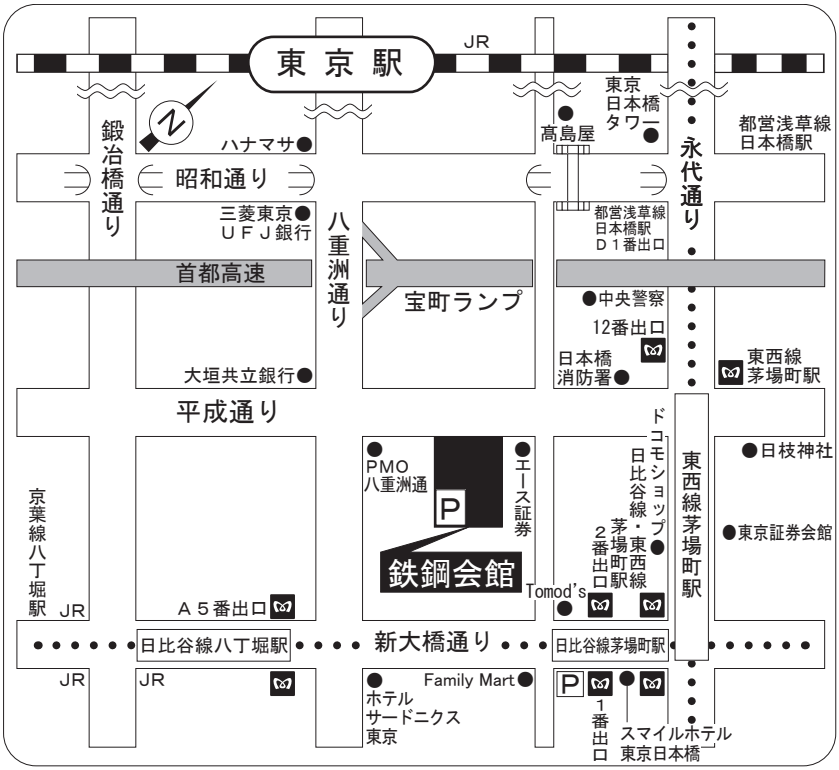

●地下鉄
　東西線茅場町駅　　12番出口　（徒歩約５分）
　日比谷線茅場町駅　１番出口　（徒歩約５分）
　日比谷線八丁堀駅　Ａ５番出口（徒歩約５分）
●ＪＲ
　東京駅　八重洲口（徒歩約15分）
●当会場には駐車場が十分にございませんので、お車でお越しの際はご注意ください。